

### 雑踏警備業務

- ・ 雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情により当該警備業務の実施の適正の確保上当該場所が 2 以上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、雑踏警備業務 1 級検定合格警備員 1 人
- ・ 雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情により当該警備業務の実施の適正の確保上当該場所が 2 以上の区域に区分されている場合には、それらの区域ごと。）に、雑踏警備業務 1 級又は 2 級検定合格警備員 1 人以上

### 核燃料物質等危険物運搬警備業務（防護対象特定核燃料物質に係るものに限る。）

- ・ 防護対象特定核燃料物質を運搬する車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両のいずれかに、核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級検定合格警備員 1 人
- ・ 防護対象特定核燃料物質運搬車両（1 級検定合格警備員が配置された車両を除く。）ごとに、核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級又は 2 級検定合格警備員 1 人以上

### 貴重品運搬警備業務（現金に係るものに限る。）

- ・ 現金を運搬する車両ごとに、貴重品運搬警備業務 1 級又は 2 級検定合格警備員 1 人以上

## 補 遺

- 
- ・ 特別講習教本 交通誘導警備業務 2 級
  - ・ 特別講習教本 施設警備業務 2 級
  - ・ 特別講習教本 雑踏警備業務 2 級
  - ・ 特別講習教本 貴重品運搬警備業務 2 級
- 

令和元年 8 月 30 日「警備業法施行規則及び警備員等の検定等に関する規則の一部改正」により、次のように変更されましたのでご使用ください。